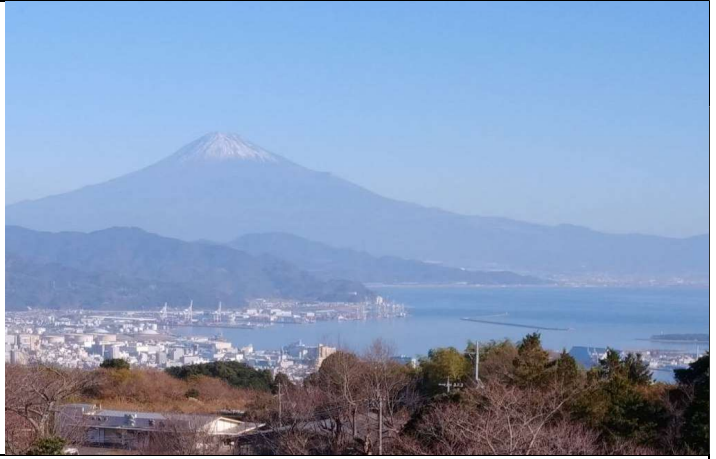


令和5年12月～令和6年1月号
事務所ニュース

丸一社労士事務所 藤根陽子
〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228
Tel070-3791-0150 Fax04-7196-6033
e-mail : fuji1@maru1.co <https://maru1-sr.com/>

千葉県社会保険労務士会所属
登録番号 第12220001号
日本平展望台より撮影⇒



頌春 皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます

2024年4月から

労働条件明示のルールが変わります！

すべての労働者に対する明示事項資料1参照

雇入れ時の2.就業場所・業務に加え 将来の
配置転換等によって変わり得る就業場所・業務範囲の明示が必要となります。

有期契約労働者に対する明示事項資料2参照

更新上限の明示

- ▶有期労働契約と更新毎に、更新の上限(期間又は回数)の有無と内容の明示が必要となります。(例 契約更新は通算4年を上限とする。更新回数は3回まで等)
- ▶またなんらかの事情で、更新上限を新設・短縮する場合は実施前に、理由を当該労働者に説明することが必要となります。

無期転換への申込機会の明示

無期転換後の労働条件の明示

- ▶無期転換申し込み権が発生する更新のタイミングごと明示が必要となります。(無期転換申し込み権が発生した有期労働契約が、満了後も有期労働契約を更新する場合は、更新ごとに、上記2点の明示が必要となります。)
- ▶無期転換後の賃金の労働条件を決定するに当たり、他の正社員や無期雇用フルタイム労働者とのバランスを考慮した事項の説明も必要となります。

資料1

雇用契約時絶対的明示事項(現状)

(昇給を除いて書面等による明示が必要)

- 1.労働契約の期間に関する事項
- 2.就業場所、従事すべき業務
- 3.始業及び終業の時刻、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- 4.賃金(退職金、賞与を除く)の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切・支払いの時期、昇給に関する事項
- 5.退職に関する事項(解雇の事由を含む)

資料2

有期労働契約の場合の 絶対的明示事項(現状)

※左掲の絶対的明示事項に追加されます。

- 1.期間の定めのある労働契約の更新の有無、判断基準に関する事項
- 2.昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無に関する事項
- 3.雇用管理の改善などの相談窓口に関する事項

65歳超雇用推進助成金制度のご案内(令和5年度版)

定年や継続雇用年齢を引上げて高齢者に引続き働いてもらいたい	➡	65歳超継続雇用促進コース
賃金制度や健康管理制度等の雇用管理制度を導入し高齢者が働きやすい環境づくりがしたい	➡	高齢者評価制度等雇用管理改善コース
パート等有期雇用者を無期雇用契約に転換して高齢者に活躍してもらいたい	➡	高齢者無期雇用転換コース

対象となる事業主

- ・雇用保険適用事業所の事業主(雇用保険加入者がいる)
- ・助成金の審査に必要な書類等を整備・保管しており提出・提示等実地する、調査・審査に協力する事業主
- ・60歳以上の定年を定めていること、65歳までの安定した雇用を確保するための措置を定めている事業主等
- ・その他にもコースごとに必要な要件あり ⇒ **詳細は当事務所までお問合せください。**

マイナンバーカードの健康保険証利用について

厚労省 HP より(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html#04)



利用登録するには

- ▶マイナンバーカード対応の医療機関での初診時に、カードリーダー画面から登録できます。
- その他、マイナポータルアプリや、セブン銀行 ATM から利用登録は可能です。(無料)

メリットは

- ▶本人の同意による過去の情報の提供により、総合的な診断や処方を受けることができます。
- ▶高額な医療費が発生する場合でも、限度額適用認定証にかわって使用でき一時的な自己負担の必要がなくなります。
- ▶マイナポータルアプリから、記録が参照できるため、領収証の保管・提出が必要なくなり簡単に医療費控除の手続きができます。

全ての医療機関で使用できるか

- ▶厚労省 HP に使用可能な医療機関・薬局の一覧を掲載しており、当該機関にはポスターやステッカーの掲示もお願いしています。

保険者が変わった場合は

- ▶従来通り、手続きは必要です。(協会健保⇒国保、健保組合等)

まじめな経営者様をご予算に合わせて、ていねいにサポート！



丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228 Tel 070-3791-0150 Fax 04-7196-6033

mail:fuji1@maru1.co HP [丸一社労士 柏市](https://maru1-sr.com/)で検索 <https://maru1-sr.com/>

特別加入(事業主様や役員の方、建設業一人親方の労災保険)も受付けております。